

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第11回）					
日 時	平成25年1月21日（月）18時00分～20時02分				
場 所	弘前市役所6階第2会議室	傍聴者	3人		
出席者 (20人)	委員 (11人)	佐藤三三委員長、佐藤淳委員長職務代理者、柴田委員、工藤委員、福士委員 清野委員、鹿内委員、阿部委員、蟻塚委員、村上委員、三橋委員			
	執行機関 (9人)	秋元市民環境部長、佐々木課長、齋藤課長補佐、堀川係長、櫻庭主査 藤田主事、葛西主事、佐藤主事、阿保主事			
	その他	—			
会議概要					
1 開会					
2 議事					
(1) 仕組みについて					
【結論（審議方法）】					
<ul style="list-style-type: none"> ・第10回会議参考資料に記載してある主な仕組み、弘前市の制度概要に記載してある11の仕組みについて1つずつ審議していくこととした。 ・議論に当たっては、「主な仕組み、弘前市の制度概要に記載の仕組みを実施する上で、行政は、どのような姿勢（心構え）で臨むべきか。」といった視点で議論し、その後、主な仕組みごとに記載してある論点について、議論することとした。 					
【各委員回答等】					
○情報公開・情報提供					
<情報公開>					
<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求に対して、見せたのでいいという姿勢ではなく、請求者の思いをくみ取って、それに関係する情報も提供する必要があると思う。 ・基本的な情報をいつでも見たいときに見れるようにしておくべきで、そこから住民の行政に対する信頼感も生まれてくると思う。 ・公開可能な範囲は分からぬが、見せることができるものは、どんどん見せて欲しい。 ・市民としては、税金を納めて、それがどんな風に活用されているのか知る権利があるので、そこをしっかりと行ってもらわないと納得できない部分もあると思う。 ・情報公開は、当たり前の時代になっているが、よりクリーンに、透明性を出すことが市民に対する信頼度の向上につながると思うので、積極的に情報公開すべきだと思う。 ・誰に対しても公平に、積極的に公開するという姿勢が必要だと思う。 ・行政の都合で開示、不開示ではなく、原則開示という定めに従い、概ね開示されているので、職員が情報公開条例をうまく、積極的に運用して欲しい。 ・一方的に行政で判断するのではなく、第三者委員会を有効に活用した方がいいと思う。 ・誰でもすぐ見れるような感じで、そして、見ても解りやすいような開示の仕方をして欲しいと思う。 ・情報公開請求があつてから出すのは当たり前で、この制度は、最後の手段であるため、市民は恐らく情報公開請求なんてしないので、言わなくてもホームページ等で情報を提供していくべきだと思う。 ・情報公開制度では、細かい部分になると個人情報保護との兼ね合いなど非常に難しい部分がある。 					
<情報提供>					

- ・弘前市は、facebookなどを使った情報発信を積極的に行っている県内でも珍しいまちだと思うが、それに取り組む姿勢として、新しい媒体が増えてきた場合にも、積極的にその媒体を使うことを絶えず考えていくという今のような姿勢で続けて欲しい。
- ・情報提供する際、文字が細かすぎると伝わりにくくなるので、高齢者等誰にでも浸透するような情報提供の仕方を工夫して欲しい
- ・市民それぞれに情報へのアクセスのし易さは違うと思うので、色々な媒体、選択肢を用意することが大切だと思う。
- ・ツイッターなどは、震災のときにすごく効果があつて、それを機に自治体へ広まつたという経緯があると思うが、できればそのときに、既に備えておいて欲しかったというのがあるので、情報提供の媒体を先取りして、開発していくかないといけないと思う。
- ・テレビやラジオという媒体では、しゃべり方一つで伝わりにくくなり、見たくないと思わせるともうそこで駄目なので、一つひとつの媒体に関して、どうすれば伝わるのか、効果的なのかということを常に考えていくべきだと思う。
- ・広報誌で言えば、カラー刷りで、字も大きく、簡潔な文章でといったところが大事で、情報提供の仕方としては、簡単に、分かり易くということだと思う。
- ・情報社会なので、メーリングリストなどにより多くの情報が入ってくるが、対象に対して、的確な情報を有効に発信していくのが大事だと思う。
- ・インターネットを使用しない方もたくさんいるので、時折、広報ひろさきにも具体的に掲載するなど、あらゆるニーズの層にこたえられる方法、内容で積極的に行っていければいいと思う。
- ・企業が公共的な情報を画像で配信しているものがあるが、それを広報ひろさきに掲載するとか、媒体間でリンクさせ、企業とも連携しながら取り組めば、効果的に広がると思う。
- ・広報ひろさき、農業ひろさき等媒体で権限が異なる場合でも、同じような姿勢で情報提供して欲しい。
- ・新しい媒体による発信を若い世代に浸透させるため、モバイルサイトやツイッターにより情報発信しているということを広報誌などにも載せればいいと思う。
- ・分かり易く情報提供をするという姿勢は、継続して欲しい。
- ・いい情報提供をしてもらうためには、情報提供を主管する部署の質を上げていくことが非常に大事だと思う。

<論点①> 市は、分かり易い情報提供をするよう努めるといった内容を条例に盛り込むのか。

【結論】

- ・条例に盛り込む。

<論点②-1> 市は、収集した情報を有効的に活用するといった内容を条例に盛り込むのか。

【結論】

- ・条例に盛り込む。

<論点②-2> 市民活動団体等が保有する情報の相互活用という内容を条例に盛り込むのか。

- ・市が主体となるものであるため、市民相互に情報を有効活用するように連携することまで、条例で踏み込むべきではないと思う。
- ・市以外の主体から市が積極的に情報を提供してもらうのはいいが、その情報を市が積極的に収集するのは、権限の逸脱の問題になってくると思う。
- ・市が市以外の主体から公益的な情報を受けて、その情報を提供するという考え方を条例に盛り込むのはいいと思う。

- ・市民団体同士での情報の有効活用というすべて市民同士でといった内容を条例に盛り込むのは、半強制的な部分もあって違うと思う。

【結論】

- ・条例に盛り込まない。

<論点③> 行政の会議の公開に関することを条例に盛り込むのか。

- ・原則公開というスタンスで、非公開の場合は、その理由を説明できるような形にし、都合が悪いものは非公開となるのを避けるため、原則公開ということは、すごく大事なところで、条例に盛り込んだ方がいいと思う。

- ・議会や教育委員会会議等の行政委員会の会議も積極的に公開すべきだと思う。

【結論】

- ・市（執行機関、附属機関、議会）の会議は公開で、非公開とする場合は、その理由を説明するという姿勢で取り組む。

<論点④> 市が出資している団体の情報公開の扱いに関して、条例に盛り込むのか。

- ・第三セクターである株式会社は、会社法で守秘義務が守られているため、条例でもって会社の情報を出しなさいという条文はできないと思う。
- ・出資団体の情報公開を努力義務としたときに、努力義務は努力義務でしかないので、誰もなさないと思う。

【結論】

- ・市が出資している団体は、情報公開すべきという内容は、条例に盛り込む。

○個人情報保護

- ・不開示情報がしっかりと決められているため、うまく運用されると良いと思う。
- ・人権を守るため、適正にしっかりと取り扱わないといけないと思う。
- ・個人情報の保護は当然だが、協働の推進により、民間活動でも個人情報を取り扱うことが多くなるので、当たり前の心構えとして市民に浸透させる意味でも、条例に入れ込んだ方がいいと思う。
- ・法令、条例等の趣旨に沿って個人情報を取扱い、しっかりと保護してくださいというのが条文の視点だと思う。

<論点①> 行政以外の主体においても個人情報の保護に配慮するよう努めるといった内容を条例に盛り込むのか。

【結論】

- ・条例に盛り込む。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は1月28日（月曜日）午後6時から、次々回は2月4日（月曜日）とし、引き続き仕組みについて議論することとした。

(2) その他

【結論】

- ・特になし